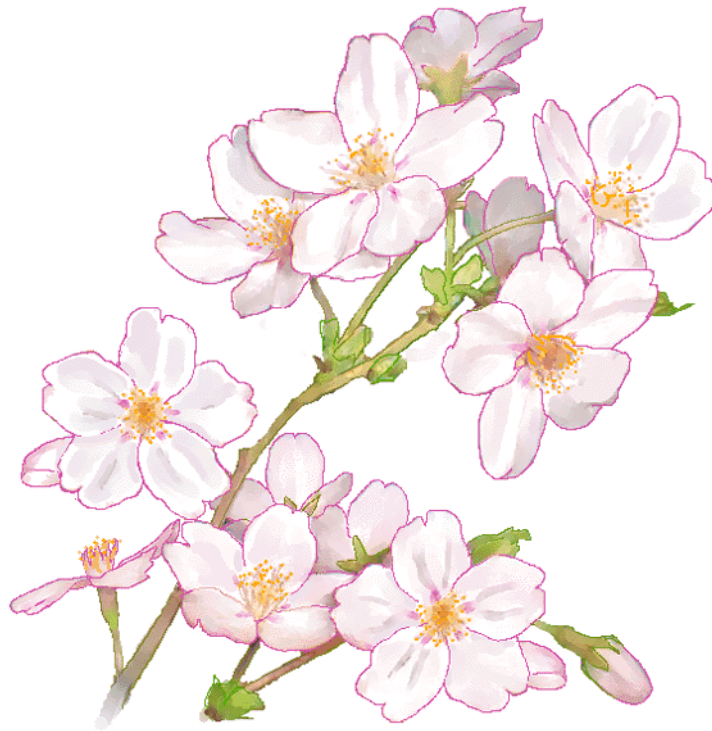


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ こま そうだん
生活にお困りの方は、まずはご相談ください



い せ し こうせいふくしじむしょ
伊勢市厚生福祉事務所

い せ し けんこうふくしぶ せいかつしえんか
(伊勢市 健康福祉部 生活支援課)

〒516-8601 い せ し いわぶち ちょうめ ばん ごう
伊勢市岩渕1丁目7番29号

しえんだい かり しえんだい かり でんわ
支援第1係・支援第2係 電話 0596-21-5556

ファックス
FAX 0596-21-5555

せいかつ ほ ご 生活保護について

にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり
日本国憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
を有する。」と定められています。

これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。

わたし いっしょう あいだ びょうき けが 失職のほか、家族が亡くなったり、様々な事
情のため生活が成り立たなくなることがあります。

せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もと くに ひつよう ほ ご けんこう
生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が必要な保護と健康
で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるよう
に支援する制度です。

せいかつ ほ ご りよう 生活保護の利用まで

せいかつ こま えんりよ いちどふくしじむしょ そうだん せいかつ ほ
生活にお困りの方は、遠慮せず、まずは一度福祉事務所にご相談ください。生活保
護の利用を含め問題解決のための相談に応じます。相談された内容についての秘密
は固く守ります。

◎生活保護の利用には、次の手続きをとります。

1. 相談

福祉事務所にお困りの状況をご相談ください。



2. 申請

生活保護を申請する意思がある方は、申請書類を提出します。

3. 調査

生活保護の申請をされると、生活状況や資産状況などを調査
します。調査結果を受け、生活保護が利用できるか審査します。

4. 利用

生活保護の利用が決まると、生活保護費の支給が始まります。

※ 次に、上記の流れについて詳しく説明します。

1 相談・・・生活にお困りになったら

生活に困った、生活保護を利用できないかと思ったら、福祉事務所に相談ください。
相談では、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。
相談された内容についての秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください(電話での相談もできます)。
生活保護制度について説明をお聞きになって、生活保護の利用が必要なときは申請してください。



2 申請・・・意志があれば誰でも

生活保護を利用するには、ご本人の意思による申請が必要です。福祉事務所で申請書類に記入してください。
また、申請に伴い、調査にあたって必要な書類や資料(収入申告書、資産申告書、同意書、預金通帳など)などを提出していただきます。
※事情があって、ご本人が申請できない場合は、扶養義務者や同居の親族が申請することも可能です。
※明らかに窮迫した状況にあるときは、ご本人からの申請がなくても福祉事務所が職権で生活保護を適用する場合があります。



3 調査・・・調査内容と制度について

家庭訪問による実態調査のほか預貯金や扶養義務者などに関する調査をします。

◎能力の活用について



働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。

※高齢、病気や障がいなどの理由で働けない方は、病気の治療など、その問題解決を優先します。

しさん かつよう
◎資産の活用について



せいかつ ほ ご しんせい ぎんこう せいめいほけん がいしゃ しさん
生活保護を申請されると、銀行や生命保険会社などに資産
ちようさ おこな
調査を行います。

よちよきん せいめいほけん じどうしゃ とち かおく こうか ききんぞく
預貯金、生命保険、自動車、土地家屋、高価な貴金属など
かつよう ばいきゃく かのう しさん げんそく ばいきゃく せいかつひ
活用や売却が可能な資産は、原則として売却などして生活費
にあ
に充てていただきます。

きょゆうよう ふどうさん しさん かち ほゆう みと ば
※居住用の不動産は、資産価値によっては保有が認められる場
あい
合があります。

じどうしゃ ほゆう しょう げんそく みと しよう
※自動車の保有・使用は原則として認められません。ただし、障
がしや つうきん つういん た こうつうきかん りよう こんなん ば
がい者の通勤や通院などで、他の交通機関の利用が困難な場
あい ほゆう みと
合など保有を認められることがあります。

ふようぎむ
◎扶養義務について



みんぽうじょう ふようぎむ かた ふうふ おや こ きょうだいしまい
民法上の扶養義務のある方(夫婦、親、子、兄弟姉妹など)
からえんじょ う 受けることができる場合は、えんじょ う 援助を受けてくださ
い。

しんぞく ふよう かのう はんい えんじょ おこな えんじょ
※親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものです。援助できる
しんぞく せいかつ ほ ご りよう
親族がいることによって、生活保護を利用できないということでは
ありません。

はいぐうしや ぼうりよく ぎゃくたい とくべつ じじょう ばあい
※DV(配偶者などの暴力)や虐待などの特別な事情がある場合
は、しんぞく しょうかい み あ はいりよ
親族への照会を見合わせるなどの配慮をします。

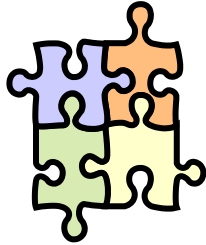
た せいどかつよう
◎他制度活用について

せいかつ ほ ご いがい ねんきん じどうふようてあて しょうびようてあてきん しつぎょう
生活保護以外に、年金、児童扶養手当、傷病手当金、失業
きゆうふきん ほか ほうりつ せいど かつよう
給付金などの他の法律や制度で活用できるものがあれば
ゆうせん かつよう
優先して活用していただきます。

げんそく せいかつ ほ ご
◎原則として生活保護を
りよう かつ
利用できない方

ぼうりよくだんいん また ぼうりよくだんかんけいしゃ
・暴力団員、又は暴力団関係者。
か こ ねんきんたん ぼかしつけ りよう せいかつ ほ ご りよう
・過去に年金担保貸付を利用するとともに、生活保護を利用
せいかつ ほ ご はいし のち ふたた ねんきんたん ぼかしつけ りよう
し、生活保護を廃止となった後に、再び年金担保貸付を利用
かつ
した方。

せいかつ ほ ご
◎生活保護のしくみ



ひつよう ちょうき せいかつ ほ ご りよう
必要な調査をしたあとに、生活保護の利用ができるかどうか審査します。世帯の人数、年齢などをもとに、国が定める方法で計算した月ごとの基準生活費（医療費も含む）と、世帯の収入（給与、年金、各種手当、仕送りなど）を比べます。収入が基準生活費より少ない場合は、不足分を補う形で生活保護費として支給されます。

しゅうにゆう きじゆんせいかつひ こ ばあい せいかつ ほ ご りよう
収入が基準生活費を超える場合は、生活保護の利用はできません。

した ひよう きほんてき せいかつ ほ ご ひ しゅうにゆう し く さんこう
※下の表「基本的な生活保護費と収入の仕組み」を参考にしてください。

せいかつ ほ ご りよう ばあい はたら え しゅうにゆう き そ ころじよ
生活保護が適用された場合、働いて得た収入は基礎控除や社会保険料・交通費などの必要経費の控除が認められることから、結果的に控除分が手元に残るため、生活の向上に使えるお金が多くなります。

けっかつうち
◎結果通知



せいかつ ほ ご りよう ばあい ほ ご けつていつうちしよ ころふ
・生活保護を利用できる場合は「保護決定通知書」を交付し、利用できる生活保護の開始をお知らせします。

せいかつ ほ ご りよう ばあい ほ ご しんせいきゃつかつうちしよ
・生活保護を利用できない場合は「保護申請却下通知書」を交付し、却下（利用できない）理由をお知らせします。

きほんてき せいかつ ほ ご ひ しゅうにゆう し く
基本的な生活保護費と収入の仕組み

きじゆんせいかつひ
基準生活費

せいかつ ほ ころ せいかつ ほ ころ せいかつ ほ ころ
生活保護法で決められた1ヶ月に必要な基準生活費が年齢や住まいなどにより決まります。

① しゅうにゆう
収入

① きじゆんせいかつひ しゅうにゆう おぎな ばあい せいかつ ほ ご りよう
基準生活費を収入で補える場合は、生活保護を利用できません。

※ただし、病院代の不足などにより利用できる場合があります。

② しゅうにゆう ふそくぶん
収入 不足分

② きじゆんせいかつひ しゅうにゆう み ばあい せいかつ ほ ご りよう
基準生活費に収入が満たない場合は、生活保護を利用できます。

↑
せいかつ ほ ご ひ
生活保護費

きじゆんせいかつひ しゅうにゆう あ ふそく ひよう せいかつ ほ ご ひ
基準生活費に収入を充て、不足する費用が生活保護費になります。

4 利用……生活保護が始まると

(1) 生活保護の種類

生活保護には、8つの扶助があり、世帯状況に応じて受けられます。

種類	内容
① 生活扶助	衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用が、世帯の人数、世帯員の年齢などから算定されます。 
② 住宅扶助	家賃、地代などの費用が定められた限度額内で支給されます。 
③ 教育扶助	義務教育に必要な学用品や給食費などの費用が支給されます。
④ 医療扶助	医療費は、保険適用内のものが支給対象です。 
⑤ 介護扶助	介護保険利用に係る費用は、介護保険適用のものが支給対象です。 
⑥ 出産扶助	出産にかかる費用が限度額内で支給されます。
⑦ 生業扶助	高等学校などの就学費用、技能・資格の取得や仕事につくための費用が支給されます。
⑧ 葬祭扶助	世帯員が亡くなった際などに必要な葬儀費用が限度額内で支給されます。

◎一時扶助について

生活保護には、衣食住等の常に毎月必要となる基準生活費のほか、臨時的な支出に応じた一時扶助があります。支給には一定の条件や限度額がありますので、すべて支給されるとは限りません。事前に福祉事務所へ相談のうえで手続きをしてください。

(例)

- ・通院移送費(バス・電車等、医師が必要と認めた場合はタクシー等も可)
- ・被服費(紙おむつ等)
- ・治療材料費(義肢・コルセット等)
- ・保護開始時において、必要な家具什器(炊事用具や食器等)がない場合
- ・入学準備金(小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用)

(2) 生活保護費の支給

口座振替または福祉事務所の窓口で支給します。

初回の生活保護費は福祉事務所が指定する日、その後は毎月4日が支給日となります。なお、4日が市役所の閉庁日の場合は、その直前の開庁日(平日)が支給日となります。

ただし、1月の生活保護費の支給に関しては、1月ではなく12月下旬の支給となります。詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。



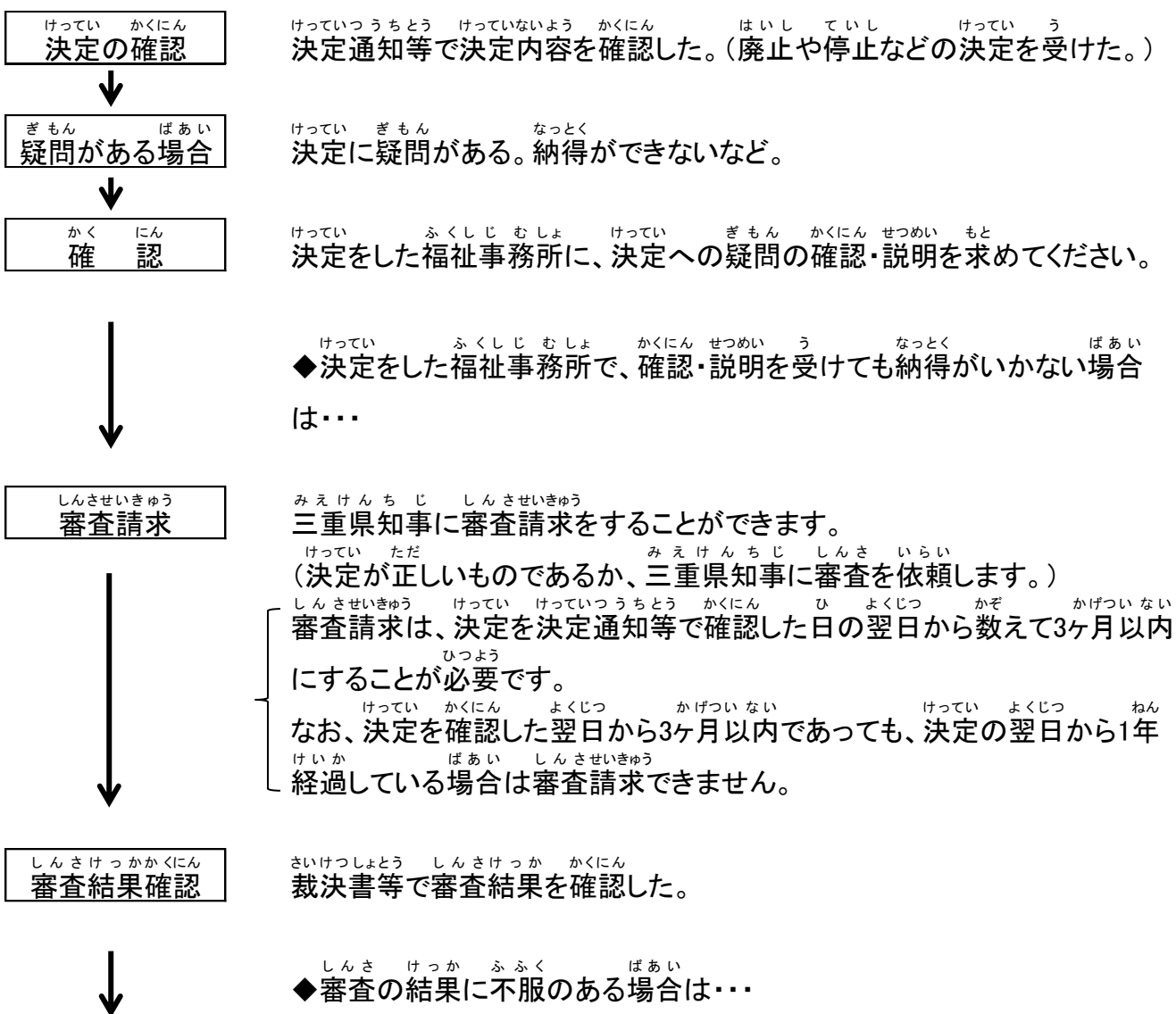
生活保護を利用する方の権利

- 1 正当な理由なく、すでに決定された保護を止められたり、生活保護費を減らされたりすることはありません。
- 2 生活保護費として支給されたお金や品物には、税金がかかったり、また、差し押さえられたりすることはありません。

◆ 決定に疑問があるとき

決定に不服のあるときは、不服の申し立て(審査請求)をすることができます。

※審査請求ができるのは、日本国籍を有する方に限ります。





さいしんさせいきゅう
再審査請求

しんさ けつか ふふく こうせいろうどうだいじん さいしんさせいきゅう
審査の結果に不服があるときは厚生労働大臣に再審査請求をすることが
できます。

けつてい ただ こうせいろうどうだいじん しんさ いらい
(決定が正しいものであるか、厚生労働大臣に審査を依頼します。)

さいしんさせいきゅう しんさせいきゅう けつてい さいけつしょう かくにん ひ よくじつ かぞ
再審査請求は、審査請求の決定を裁決書等で確認した日の翌日から数え
づつ 1ヶ月以内にすることが必要です。



さいしんさけつかくにん
再審査結果確認

さいけつしょう さいしんさけつか かくにん
裁決書等で再審査結果を確認した。



けつてい と け
決定の取り消し
うった
の訴え

さいしんさせいきゅう けつか う けつか ないよう けつてい と け うった お
再審査請求の結果を受け、結果の内容から決定の取り消しの訴えを起こ
したい場合は、伊勢市長を被告として、この決定の取り消しを訴えることが
できます。

けつてい と け うった しんさせいきゅう けつか かくにん よくじつ かげつくない
決定の取り消しの訴えは、審査請求の結果を確認した翌日から6ヶ月以内
にすることが必要です。

しんさせいきゅう けつか かくにん よくじつ げつくない けつか
なお、審査請求の結果を確認した翌日から6ヶ月以内であっても、結果が
けつてい よくじつ ねんけいか ばあい けつていと け うった
決定した翌日から1年経過している場合は決定取り消しの訴えをすること
ができません。

つぎ ばあい しんさせいきゅう けつか う けつていと
ただし、次の①～③の場合は、審査請求の結果を受けなくても、決定取り
消しの訴えをすることができます。

しんさせいきゅう ひ よくじつ にち けいか しんさせいきゅう けつか で
①審査請求をした日の翌日から50日を経過しても審査請求の結果が出な
いとき。

けつてい おお そんがい よそう きんきゅう ひつよう ばあい
②決定によって、大きな損害が予想されるため、緊急の必要がある場合。

た しんさせいきゅう けつか う けつていと け うった せい
③その他、審査請求の結果を受けずに決定の取り消しの訴えをする正
とう りゆう
当な理由があるとき。



生活保護を利用する方の義務

- 1 自分自身の能力に応じて働き、節約をはかり、生活の維持・向上のために努力してください。
- 2 病気の方は、医師の指示に従って治療に努めてください。
- 3 生活保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
- 4 次のようなことが生じたときには、すぐに福祉事務所へ届け出てください。

(1) 収入に増減があったとき

(給与、年金、手当、仕送りなど)

(2) 働きはじめたとき、やめたとき

(※高校生のアルバイトを含む)

(3) 臨時収入があったとき(保険の給付金、医療の還付金、事故の保険金など)

(4) 世帯員に変化があったとき(人数の増減など)や生活に変化があったとき。

(5) 医療機関を受診するとき

生活保護では福祉事務所が医療機関に医療費を直接支払いますので、保険証などはありません。受診する前に福祉事務所もしくは各総合支所及び各支所で診療依頼券を受け取り、受診してください。

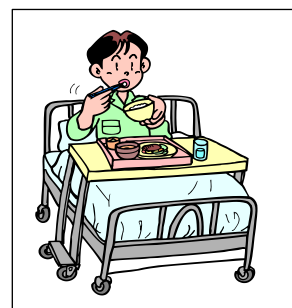
(6) 入院、退院したとき

(7) 家賃・間代・地代が変わるとき

(8) 引越しするとき

(9) 帰省など長期間留守にするとき

(海外へ渡航する際は必ず相談してください。)



◎生活保護費の返還・罰則

これらの届出を怠ったり、偽りの届出をしたときは、生活保護費を不正に受けたと判断され、生活保護費の返還を求められたり、罰せられたりすることがあります。

5 指導・指示に従ってください。

生活の維持・向上をはかり、適切な保護を行うため、地区担当員(ケースワーカー)が指導や指示をすることがあります。指導や指示に従っていただけない場合は、保護を続けることができなくなることがあります。

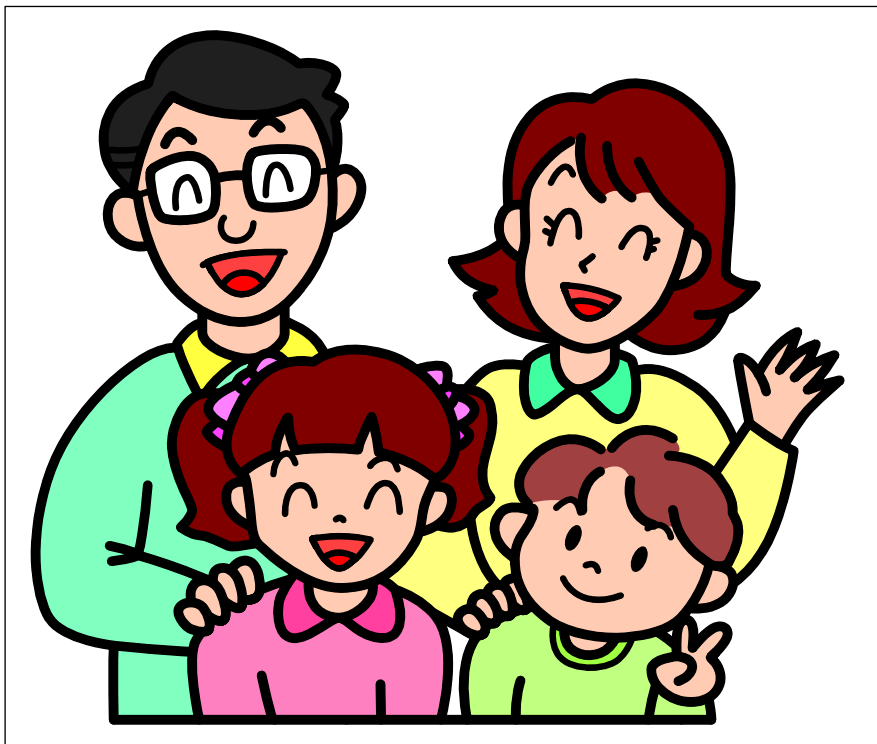
生活保護を利用したときに減額・免除されるもの

生活保護の利用中は、申請によって減額または免除を受けることができます。

- (1) 市県民税・固定資産税
- (2) 各種証明手数料・証明書交付手数料の免除(条例記載のものに限る)
- (3) 国民年金保険料
- (4) NHK放送受信料
- (5) JR運賃(通勤定期のみ)←3割の割引を受けられます。
- (6) 保育料の利用者負担額
- (7) 下水道使用量←2割の割引を受けられます。

生活困窮にかかる相談で生活保護の対象でないものについて

生活保護の基準に当てはまらないなどで相談窓口が無いときは、生活困窮者自立相談支援の窓口を案内できる場合がありますので、お問い合わせください。



※イラストについては、著作権「株式会社エム・ピー・シー」のものを一部使用しています。

